

長泉町
第6期 障がい福祉計画・
第2期 障がい児福祉計画
(令和3～5年度)

(計画素案)

長 泉 町

令和3年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の法的根拠・位置づけ.....	2
(3) SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	3
(4) 計画の期間.....	3
(5) 計画の策定方法.....	4
第2章 本町の障がいのある人を取り巻く現状	5
(1) 障害者手帳所持者数の推移.....	5
(2) 身体障がいのある人の現状.....	6
(3) 知的障がいのある人の現状.....	8
(4) 精神障がいのある人の現状.....	9
(5) 障がいのある人を支える地域の現状.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	12
(1) 基本理念.....	12
(2) 基盤整備に関する基本的な視点.....	13
(3) 障がい福祉サービスの円滑な提供に向けた取り組み.....	14
(4) 障がい福祉サービスの体系.....	16
(5) 長泉町障がい者自立支援協議会について.....	17
第4章 成果目標	19
(1) 入所施設利用者の地域生活への移行.....	19
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	21
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	23
(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備.....	26
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	28
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築.....	29
第5章 サービス量の見込み	30
(1) 障がい福祉サービス.....	30
(2) 地域生活支援事業.....	50
(3) 障がい児通所支援等.....	64

第6章 計画の推進体制.....	70
(1) 計画の周知・啓発.....	70
(2) 推進体制の構築・連携強化.....	70
(3) 計画の進行管理.....	70
資料編.....	71
1 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例.....	71
2 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿.....	73
3 長泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定経過.....	74
4 用語解説.....	75

～ 本計画書中の表記について ～

○「障害」の「害」の字の表記について

本計画書では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞で漢字が使われている場合は、「障害」とそのまま漢字で表記しています。

○用語解説について

本計画書で※印の付いている用語は、75 ページの「4 用語解説」において用語の説明を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

障がいのある人が地域において、自立した生活を送ることができるよう、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、「市町村障害福祉計画」の策定が義務化されました。平成23年8月には「障害者基本法^{*}」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが目標に掲げられました。また、平成24年には「児童福祉法」の改正によって障がい児に対するサービスが整備され、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^{*}（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されるなど、地域で暮らす障がいのある人への支援体制の整備が進められてきました。

さらに、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月から施行されました。この法律においては、障がいのある人が自らの望む地域生活を送ることができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のいっそうの充実や、高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援のニーズが多様化していることを受け、きめ細かな対応を行うための支援の拡充を図るなど、サービスの質の確保及び向上を図るための環境整備を行うことを目的としています。また、これに伴って、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務化されました。

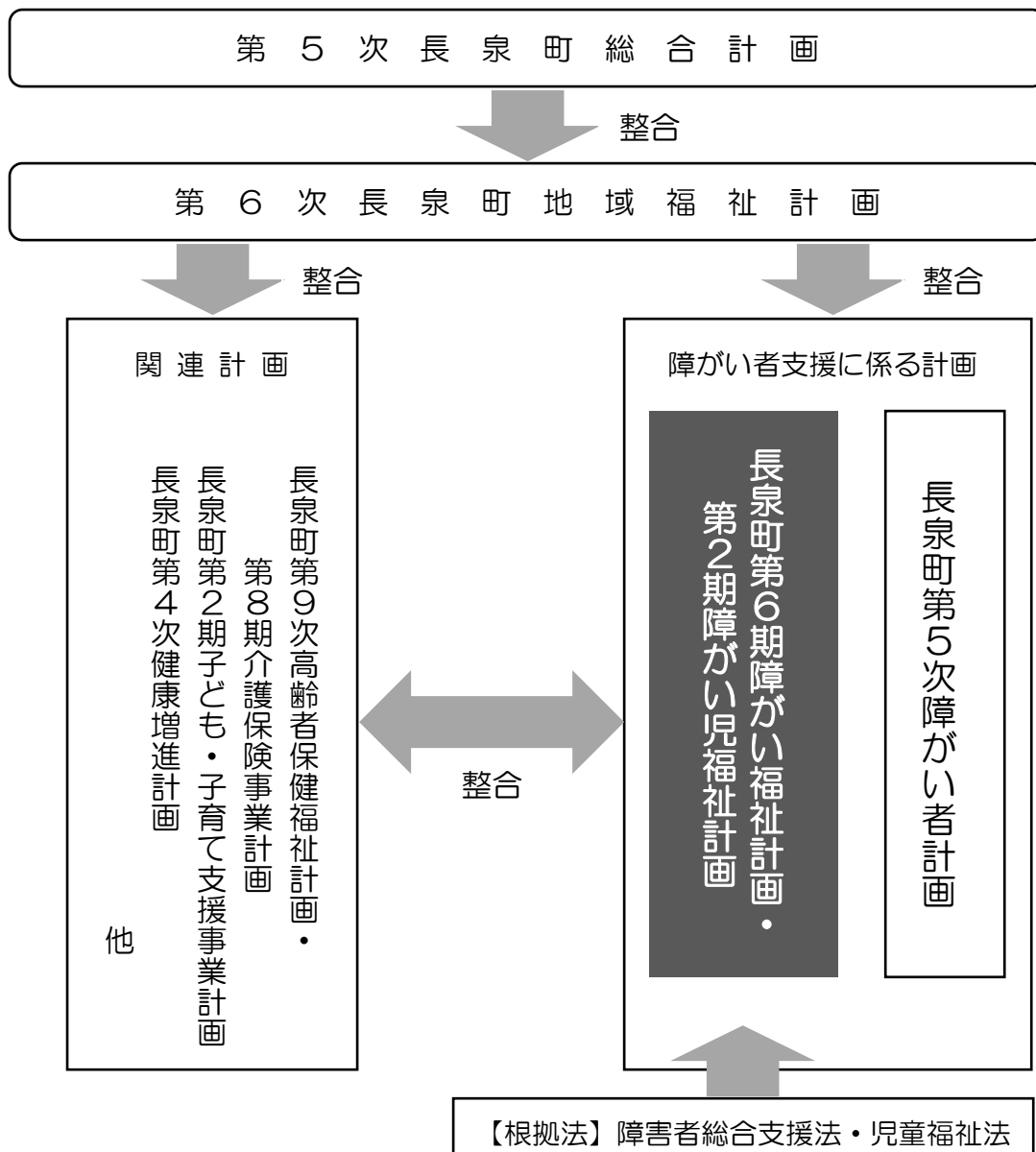
本町では、平成30年3月に、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を併せた「長泉町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、『自ら、地域から、社会から みんなで進める共生社会』を基本理念に掲げ、計画的なサービス提供と事業の実施を図ってきました。このたび、計画期間が満了となることから、これまでの計画の進捗状況や目標数値を見直し、国の基本指針や県の目標を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「長泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

(2) 計画の法的根拠・位置づけ

「長泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した計画です。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画である「長泉町第5次障がい者計画」が、障がいのある人への理解促進や社会参加、障がいのある人に配慮したまちづくり等、本町の障がい者施策の基本的な方向性や総合的な施策について定めたものであるのに対し、実施計画としての性格を持つものです。障がいのある人及び障がいのある児童の地域生活を支援するための成果目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス必要量を見込み、計画的にサービスを提供するための体制確保を図るために策定されるものです。

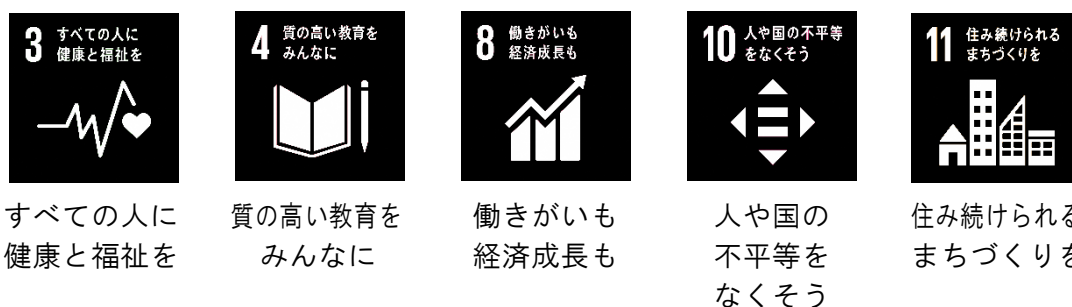
また、この計画は、上位計画である「第5次長泉町総合計画」及び「第6次長泉町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画との整合を図って策定しています。



(3) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12 (2030) 年までの国際開発目標として、相互に密接に関連した 17 の目標と 169 のターゲットから成る「SDGs (持続可能な開発目標)」が定められました。我が国でも「持続可能な開発目標実施指針」において 8 つの優先課題と具体的施策が掲げられ、地方自治体での持続可能なまちづくりの推進が求められています。

本町においても、第 5 次長泉町総合計画では SDGs を推進するとしています。第 5 次長泉町総合計画を最上位計画とする本計画においても、SDGs を踏まえて、各施策を推進するものとします。なお、本計画と主に関連のある目標は次の 5 つとなります。



(4) 計画の期間

長泉町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針にのっとり、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。計画最終年である令和 5 年度末を見据えた成果目標及び数値目標を設定し、その達成をめざす計画とします。

なお、国の障がい福祉政策に大きな見直しがあった場合や、障がいのある人を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化があった場合等は、県及び長泉町福祉施策・推進評価委員会に諮り、内容について見直しを図ります。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 4 次総合計画			第 5 次総合計画		
第 6 次地域福祉計画				第 7 次地域福祉計画	
長泉町第 5 期障がい福祉計画・ 第 1 期障がい児福祉計画			長泉町第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画		
第 4 次 障がい者計画	第 5 次障がい者計画				

(5) 計画の策定方法

1) 長泉町福祉施策推進・評価委員会での検討

本計画の策定においては、本町の障がいのある人を支える福祉団体等、社会福祉施設、住民組織、医療機関等の代表者や学識経験者等で構成され、本町の福祉施策の推進、評価、計画策定を行う「長泉町福祉施策推進・評価委員会」において、内容を協議しました。

2) パブリックコメントの実施

本町では、本計画に関する市民の声を広く集めるとともに、内容に反映するため、令和2年12月25日から令和3年1月25日までの間、パブリックコメントを実施しました。

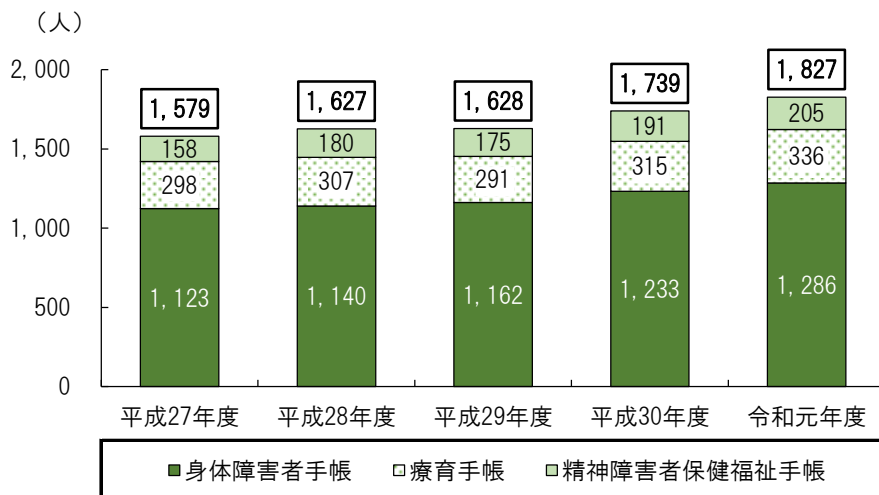
第2章 本町の障がいのある人を取り巻く現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

令和元年度時点で、身体障害者手帳[※]所持者数は 1,286 人、療育手帳[※]所持者数は 336 人、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者数は 205 人となっています。全体では平成 30 年度以降増加傾向が顕著となっており、平成 27 年度には 1,579 人となっていました。また、各障害者手帳において増加傾向となっています。

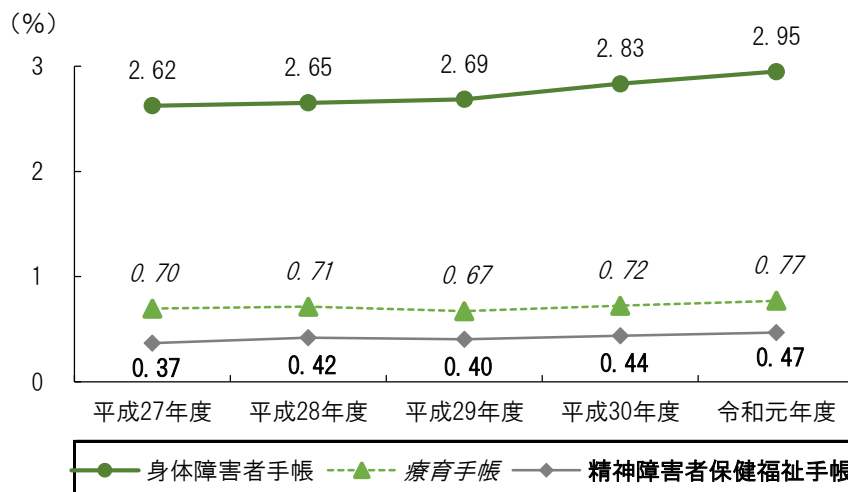
障害者手帳所持者の総人口に占める割合をみても、各障害者手帳ともに増加傾向となっています。令和元年度時点で、身体障害者手帳所持者は 2.95%、療育手帳所持者数は 0.77%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 0.47%となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：福祉保険課（各年度末現在）

【障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移】



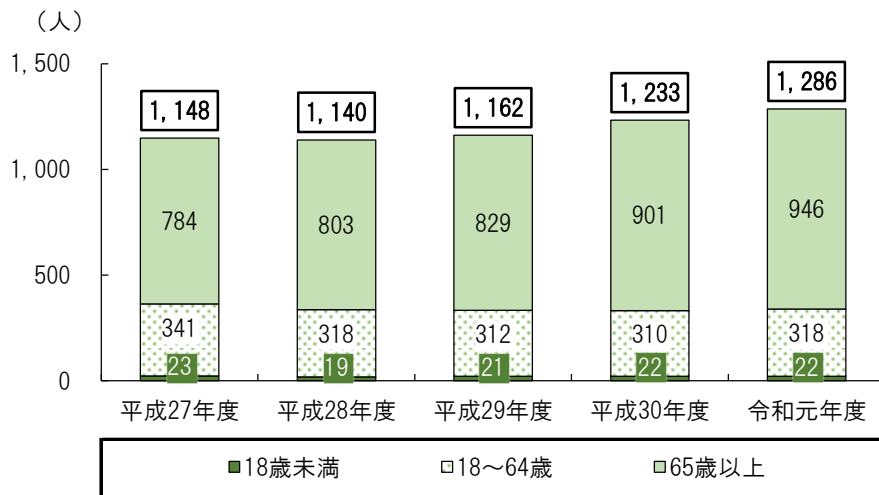
資料：福祉保険課（各年度末現在）

(2) 身体障がいのある人の現状

身体障害者手帳所持者数を年齢層別にみると、令和元年度時点で、18歳未満は22人、18～64歳は318人、65歳以上は946人となっています。65歳以上の増加傾向が顕著となっており、平成27年度と比較して約2割の増加となっています。

18～64歳は平成27年度と比較して令和元年度は減少、18歳未満は横ばいとなっています。

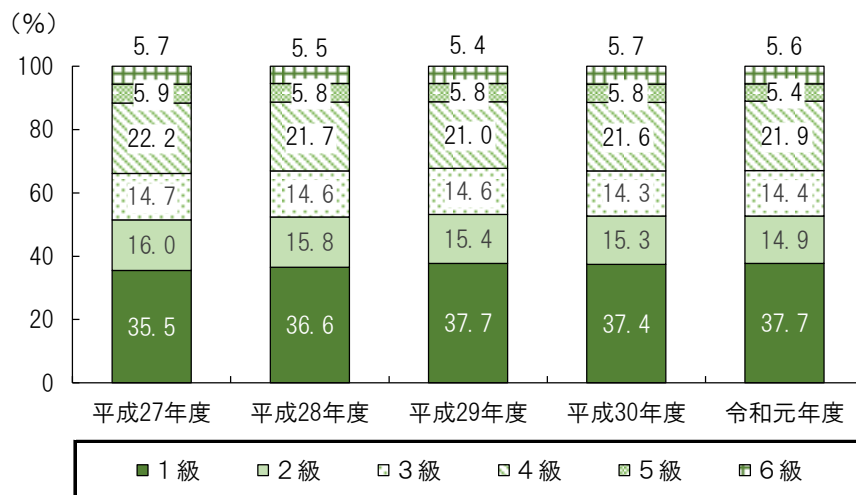
【年齢層別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：福祉保険課（各年度末現在）

等級別構成比をみると、令和元年度時点で、1級が37.7%と最も多く、2級が14.9%、3級が14.4%、4級が21.9%、5級が5.4%、6級が5.6%となっており、重度の1級と2級が約半数を占めています。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】



資料：福祉保険課（各年度末現在）

※小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

障がい種類別等級の分布をみると、令和元年度時点で、1級において内部障がい、2級から5級においては肢体不自由^{*}が、6級においては聴覚平衡機能障がいそれぞれ最も多くなっています。また、視覚障がい^{*}、内部障がいは1級が、音声言語そしゃく機能障がいは3級が、肢体不自由は4級が、聴覚平衡機能障がいは6級がそれぞれ最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種類別等級の分布】

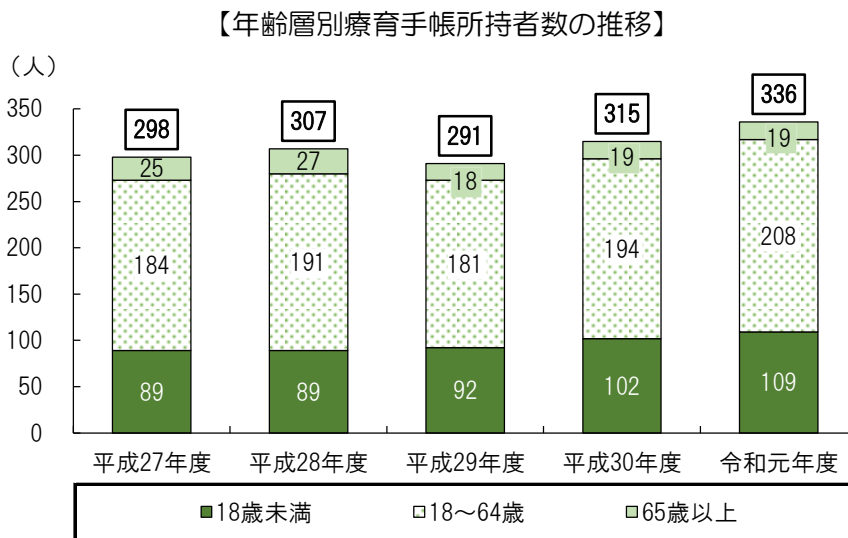
(単位：人)

	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	35	8	0	155	287	485
2級	26	26	3	134	3	192
3級	4	15	13	104	49	185
4級	4	19	5	162	91	281
5級	10	0	0	60	0	70
6級	8	34	0	30	1	73
合計	87	102	21	645	431	1,286

出典：福祉保険課（令和元年度末現在）

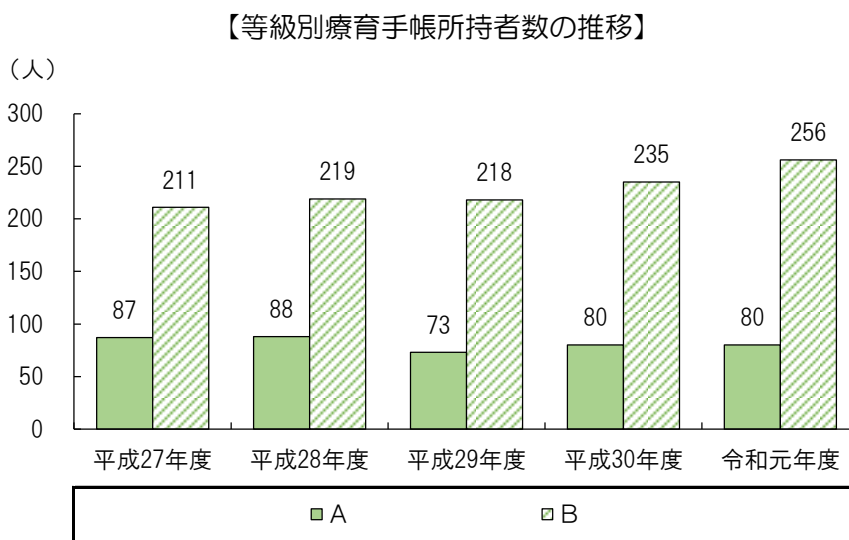
(3) 知的障がいのある人の現状

療育手帳所持者数を年齢層別にみると、令和元年度時点で、18歳未満は109人、18～64歳は208人、65歳以上は19人となっています。18歳未満及び18～64歳は平成27年度と比較して令和元年度はそれぞれ増加、65歳以上は減少となっています。



資料：福祉保険課（各年度末現在）

等級別療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度時点で、重度であるAが80人、中軽度であるBが256人となっています。Aは80人程度で推移していますが、Bは増加傾向となっており、令和元年度は21人の増加となっています。



資料：福祉保険課（各年度末現在）

程度別年齢の分布をみると、令和元年度時点で、A・Bともに18～39歳が最も多く、Aは35人で4割強、Bは92人で4割弱となっています。また、Bにおいては18歳未満も90人と多くなっています。

【療育手帳所持者の程度別年齢の分布】

(単位：人)

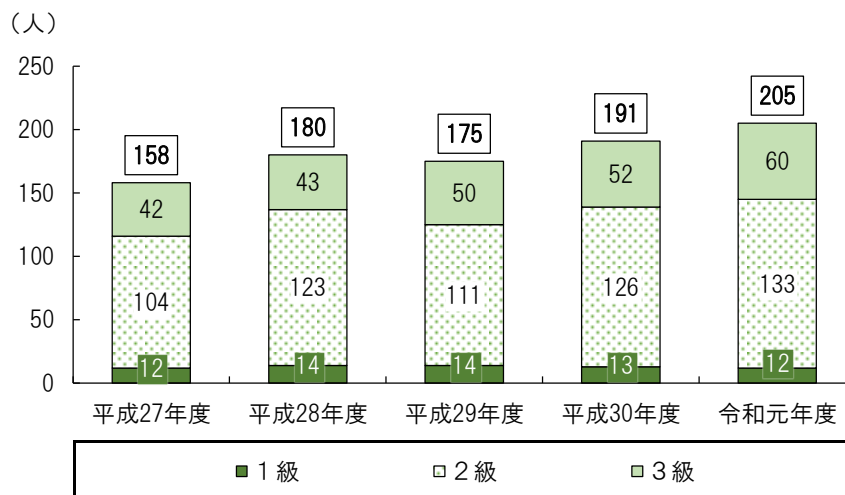
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
A	19	35	20	6	80
B	90	92	61	13	256
合計	109	127	81	19	336

出典：福祉保険課（令和元年度末現在）

(4) 精神障がいのある人の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、令和元年度時点で、1級は12人、2級は133人、3級は60人となっています。1級は、平成27年度と比較して令和元年度は横ばい、2級と3級はそれぞれ増加となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：福祉保険課（各年度末現在）

等級別年齢の分布をみると、令和元年度時点で、1級において65歳以上が最も多く、全体の約4割を占めています。2級においては40～64歳が最も多く、全体の半数近くを占めています。3級においては18～39歳が最も多く、全体の約半数を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別年齢の分布】

(単位：人)

	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
1級	0	3	4	5	12
2級	2	45	63	23	133
3級	0	31	26	3	60
合計	2	79	93	31	205

出典：福祉保険課（令和元年度末現在）

(5) 障がいのある人を支える地域の現状

1) 町内の相談窓口

障がいに関する町内の相談支援事業※所は以下のとおりです。

【本町の相談支援事業所】

(単位：か所)

事業所区分	事業所数
指定一般相談支援事業所 ※注1	2
指定特定相談支援事業所 ※注2	2
指定障がい児相談支援事業所 ※注3	3

出典：静岡県「障害福祉サービス等を行う事業者一覧表」（令和2年4月現在）

注1) 指定一般相談支援事業所…都道府県の指定を受けた相談支援事業者で、施設入所者等の地域生活移行※のための相談や同行支援等を行う「地域移行支援」、地域移行した人に対して常時の連絡体制を確保して必要な支援を行う「地域定着支援」を実施します。

注2) 指定特定相談支援事業所…市町村の指定を受けた相談支援事業者で、計画相談支援（障がい者及び障がい児（通所サービス利用は除く）が障がい福祉サービスを利用する際の利用計画を作成し、定期的に検証すること）を実施します。

注3) 指定障がい児相談支援事業所…市町村の指定を受けた相談支援事業者で、障がい児相談支援（障がい児が通所サービスを利用する際の利用計画を作成し、定期的に検証すること）を実施します。

2) サービス事業者

町内で障がいのある人及び障がいのある児童に対するサービスを提供している事業所数・定員は以下のとおりです。

【本町の障がい福祉サービス事業所】

事業所区分	事業所数(か所)	定員(人)
居宅介護(ホームヘルプ)	1	-
重度訪問介護	1	-
同行援護	1	-
行動援護	0	-
重度障がい者等包括支援	0	-
生活介護	2	70
自立訓練(機能訓練)	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0
就労移行支援	2	6
就労継続支援A型	1	10
就労継続支援B型	7	124
就労定着支援	1	-
療養介護	0	-
短期入所(福祉型・医療型)	1	6
自立生活援助	0	-
共同生活援助(グループホーム)※	1	12
施設入所支援	1	50
計画相談支援	2	-
地域移行支援	2	-
地域定着支援	2	-
児童発達支援	1	10
医療型児童発達支援	0	-
放課後等デイサービス	8	80
保育所等訪問支援	0	-
居宅訪問型児童発達支援	0	-
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0	-
障がい児相談支援	3	-

出典：静岡県「障害福祉サービス等を行う事業者一覧表」(令和2年4月現在)

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

わが国の障がいのある人への様々な取り組みは、「障害者基本法」に基づき、“地域社会における共生”、“差別の禁止”、“国際的協調”の3つの基本原則のもとに推進されています。

また、静岡県が定める「ふじのくに 障害者しあわせプラン」では、これら3つの基本原則を踏まえ、“共生する社会の実現”、“その人らしい自立生活をおくることができる社会の実現”、“安心・安全に暮らすことのできる社会の実現”を基本理念としています。

これらを踏まえ、「長泉町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」及び平成31年3月に策定した「長泉町第5次障がい者計画」では、“自ら、地域から、社会から みんなで進める共生社会”を基本理念とし、障がい者施策の推進に努めてきました。

このたび、令和3年3月に本計画の上位計画として位置づけられる「長泉町第5次総合計画」が策定されました。「長泉町第5次総合計画」は、すべての町民がいきいきと健康に住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民の自主性や主体性を尊重するとともに、地域で支え合う体制を構築し、誰もが健康長寿で自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指し、“いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ”を健康医療福祉分野の目標に掲げています。

本計画は、その他の健康医療福祉分野の計画及び関連分野の計画と整合を図りながら、連携して一体的に推進することが必要であるとともに、健康医療福祉分野の目標は障がい福祉の推進に係る要素も包含していることを考慮して、本計画の基本理念においても、健康医療福祉分野の目標を継承することとします。

～基本理念～

いきいきとした暮らしを支える
優しいながいずみ

(2) 基盤整備に関する基本的な視点

本計画の成果目標の設定及びサービス見込量の設定・確保においては、今回提示された国の指針を踏まえて、以下の基本的な視点に基づいて、令和5年度末時点の目標値を設定するとともに、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの必要量を見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を行うこととします。

①障がいのある人が希望する必要な訪問系サービス*を提供

地域で生活していくために必要な訪問系サービスの充実を図り、必要とされているサービスを提供します。

②障がいのある人が希望する日中活動系サービス*を提供

障がいのある人の希望に応じて、必要とされている日中活動系サービスを提供します。

③グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、日中活動系サービスの充実により、福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行を進めます。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び職場への定着を推進するとともに、就労継続支援等の推進により、福祉的就労の場を確保します。

⑤幅広いニーズに対応する相談支援体制の構築

障がい福祉サービス等の適切な利用を推進するため、総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、専門的な指導・助言及び人材育成等の機能の強化・充実に努めていきます。

⑥障がいのある児童・発達障がい*の疑いのある児童への支援体制の構築

障がいのある児童または発達障がいの疑いのある児童への切れ目なく効果的な支援を行うため、児童の成長に必要な障がい児通所支援等のサービスを提供するとともに、サービスを提供する事業所との連携強化を図り、重層的な支援体制の構築を図ります。

(3) 障がい福祉サービスの円滑な提供に向けた取り組み

サービス提供体制の計画的な整備とサービスの円滑な提供に向けて、障がいのある人本人とその家族が、幅広い選択肢の中からサービスを選択して地域で自立した生活を送ることができるよう、(1) 基本理念と、(2) 国から示された基盤整備に関する基本的な視点を踏まえ、以下の項目に重点的に取り組んでいきます。

※障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方向性を定めた長泉町第5次障がい者計画の重点的な取り組みと併せて、一体的に推進を図ります。

① 相談体制の強化

障がいのある人や児童の相談窓口として、「相談支援事業所」の相談支援員が主となり、行政、サービス提供事業所、医療機関、学校、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携を取りながら、相談支援を行います。相談支援事業所については、相談受入体制の整備を行っていくとともに、サービスを周知する方法や機会について検討していきます。

また、相談支援事業所同士の連絡会を定期的を開催し、ケース対応等についての情報共有を行う機会の設置や、新制度に関する情報提供を行うことで、相談支援員の知識や専門技術の向上を図ります。

② 権利擁護*の取り組み

判断能力に不安のある知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、日常生活において不利益を被ることのないよう、また、本人にとって適切な財産管理ができるよう、成年後見制度*の利用について周知し、利用の推進を図っていきます。

また、成年後見人等による権利擁護が必要とされる方のうち、身寄りがない方に関しては、本人の権利や利益を守るため、町長による成年後見申立てを行います。

③ 就労支援の強化

駿東田方圏域自立支援協議会*及び長泉町障がい者自立支援協議会を通じて、就労支援事業所や職業訓練校、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をとり、民間企業に対して、障がいの特性や障がいのある人の生活・就労の実態を知ってもらうための啓発を行い、障がいのある人の雇用に対する理解の促進を図ります。

④サービスの質の向上及び人材の育成

現在、障がい福祉サービスを提供している事業所に対し、利用者が適切なサービスを受けられることができるよう、県の実施指導に同伴することで、事業所の提供するサービスの質と量の両面の確保に努めます。特に、各地で事業所が設立され、利用が伸びている「放課後等デイサービス」に関しては、質の高い療育の提供に向けて、事業所に対し指導や助言を行っていきます。

⑤ 障がいに対する理解の啓発・差別解消の促進

障がいのある人とその関係者だけでなく、町民全体が、障がいや障がいのある人について正しい理解を得られるよう、障害者差別解消法や合理的配慮[※]等の関連事項について、周知を行っていきます。

また、障害者手帳や障がい福祉サービスの種類、支援を行っている事業所等についても、パンフレットの配布やイベントの実施等を通して周知していくとともに、障がいについて周知する新たな機会の創出について検討します。

(4) 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、障がいのある人個々の支援の必要性などを勘案して個別に支給が行われる【指定障がい福祉サービス（自立支援給付）】と、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村の判断で実施される【地域生活支援事業】の2つに大きく分けられます。

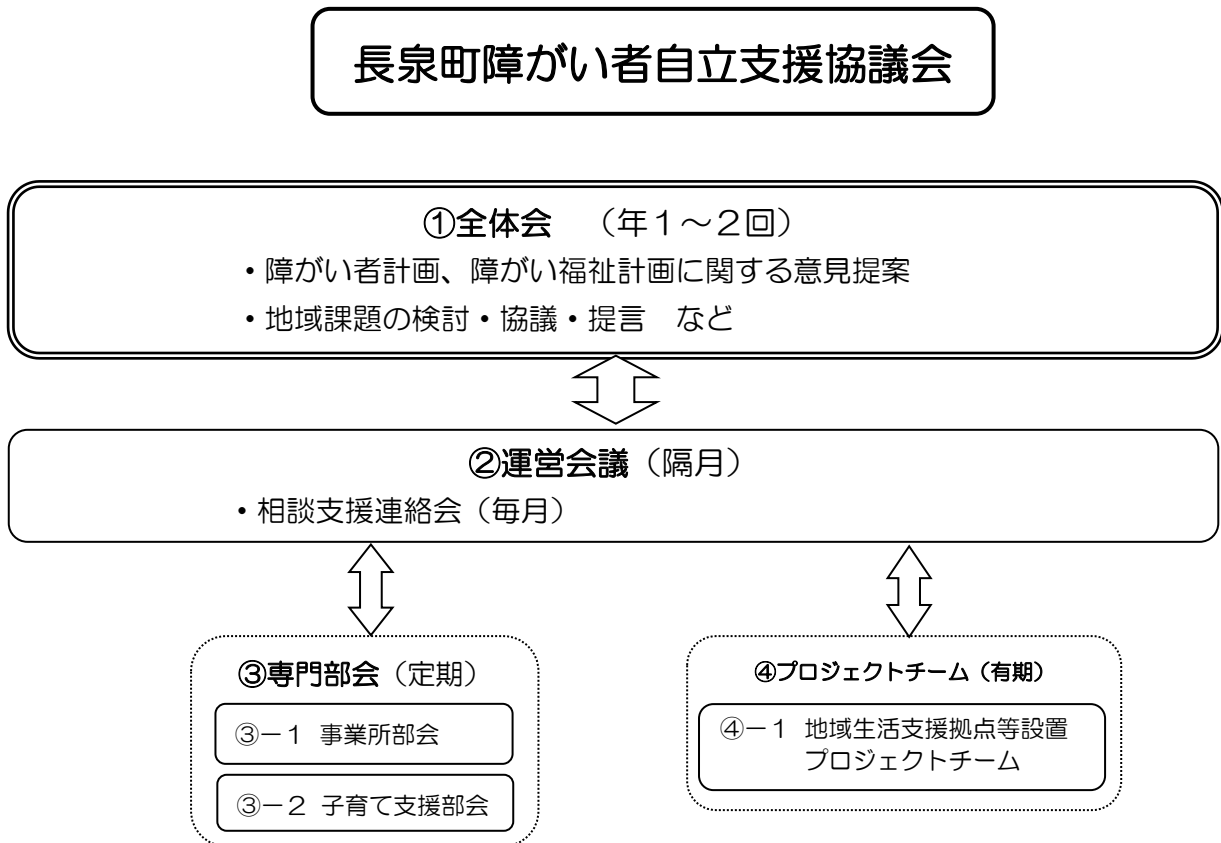
児童福祉法に基づく、障がいまたは発達障がいの疑いがある18歳未満の児童を対象としたサービスは、療育を目的として就学前の幼児を対象とした「児童発達支援」や、就学後の児童に向けた「放課後等デイサービス」等、育ちの段階に応じたサービスを提供する【通所給付】と、通所給付によるサービスを適切に利用できるよう支援する【相談支援】（＝障がい児相談支援）の2つに分けられます。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）	地域生活支援事業	必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②重度訪問介護			②相談支援事業
		③行動援護			③成年後見制度利用支援事業
		④同行援護			④意思疎通支援事業
		⑤重度障害者等包括支援			⑤日常生活用具※給付等事業
	日中活動系サービス	①生活介護			⑥移動支援事業
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）			⑦手話奉仕員養成研修事業
		③就労移行支援			⑧地域活動支援センター※事業
		④就労継続支援（A型・B型）		任意事業	①日中一時支援事業
		⑤就労定着支援			②訪問入浴サービス事業
⑥療養介護	③自動車改造費助成事業				
サービス 居住系	①共同生活援助（グループホーム）	障がい児通所支援等	通所給付	①児童発達支援	
	②施設入所支援			②放課後等デイサービス	
	③自立生活援助			③保育所等訪問支援	
相談支援	①計画相談支援	相談支援	①障がい児相談支援		
	②地域移行支援				
	③地域定着支援				

(5) 長泉町障がい者自立支援協議会について

本町では、平成29年4月より、「長泉町障がい者自立支援協議会」を設置しており、下記の体系により、障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムや関係機関のネットワークの構築に向けて努めているとともに、個別支援会議において提起された地域課題について定期的な協議を行っています。



①全体会（年1～2回）定員 17 名以内

役割：障がい者計画、障がい福祉計画の検討、地域課題の検討・協議・提言
 専門部会、プロジェクトチームの設置、活動内容の承認 など

委員構成

○障がい福祉に関する相談支援事業者（1名）町内相談支援事業所

○障がい福祉サービス事業者（3名）通所支援事業 1名、居宅・訪問看護事業 1名、児童発達支援事業所 1名

○保健・医療関係機関（1名）医療機関（CW等）1名

○教育・雇用関係機関（4名）ハローワーク1名、障害者生活就業支援センター1名
 特別支援学校*1名、特別支援学級1名

○障がい者関係団体（1名）身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神家族会1名

○関係行政機関

○学識経験者（2名）社会福祉士など

○その他（3名）社会福祉協議会*1名、ボランティア*連絡会1名、民生委員*協議会1名

②運営会議（隔月）、相談支援連絡会（毎月）

役割：困難事例の集約・確認、協議会（全体会）の運営
専門部会、プロジェクトチームの調整など

委員構成

全体会会長、副会長、専門部会長、相談支援事業所、事務局、福祉保険課

③専門部会（定期）

役割：運営会議や全体会から挙げられた課題や提言の検討

部会員や支援者等の人材育成、教育、養成

関係機関等による情報共有、情報交換、ネットワークの形成

③-1 事業所部会：町内関係事業所が定期的に集まり、情報交換、交流を通し、ネットワークの形成、課題の共有化を図る。

③-2 子育て支援部会：子育てに関する課題を関係者及び関係機関が共有し、地域で安心して子育てができる環境づくりに努める。また、気になる子どもの早期療育や、子どもと接する支援者等の研修等を行う。

④プロジェクトチーム（有期・必要に応じ）

役割：専門的あるいは集中的な検討が必要な地域課題について、専門家を集め短期的に集中して課題の検討にあたる。

構成：課題に応じ、会長が招集する。

④-1 地域生活支援拠点等設置プロジェクトチーム：

同拠点の設置を目指して協議を行う。設置後は拠点の評価・検証を行う。

第4章 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、関係機関の協議の場の整備等を推進していくことが必要です。本計画において必要となる各種サービスを見込むにあたって、計画最終年度である令和5年度に達成を目指す「成果目標」を設定します。それぞれの成果目標については、国の基本指針及び県の目標を踏まえ、本町の実情に応じて設定します。

(1) 入所施設利用者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人（＝施設入所者）のうち、今後、日中活動系サービス等を利用して、グループホームや一般住宅等に移行する人（＝地域生活移行者）の人数を見込み、令和5年度末までの地域生活移行者の成果目標を設定します。

1) 施設入所者数の削減見込み

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、目標を「平成28年度末時点の入所者数30人から、令和2年度末までに4人削減する」としました。令和元年度末時点の入所者数は31人で、令和2年度中に新たに3人の新規入所者が見込まれるため、令和2年度末時点で34人となり、目標達成には至っていません。

平成29年度から令和元年度までの入退所者については、5人が入所し、3人が地域生活へ移行、2人がその他の理由により退所しています。

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度末時点の入所者数を、令和元年度末時点の入所者数（31人）から1.6%（1人）以上削減」を目標の基本としています。

しかし、本町においては、この指針に従って目標を設定した場合、令和2年度末時点の入所者数（34人）から4人の削減が必要となり、これについては現在の入所者の状況分析（本人の希望や現実的な移行の可否等）から困難とみられます。したがって、本町においては、令和2年度末時点の入所者数（34人）から2人（5.8%）以上の削減を目標として設定し、通過型施設等を活用した地域移行を推進します。

【目標達成のための方策】

前期計画期間中においては、施設入所から地域等へ移行するための「地域移行支援」の利用が見込みを下回ったことが原因の一つとして考えられます。長年入所している人についても、随時、「地域移行支援」の利用を通して地域生活への移行やグループホーム等への移行が可能かを随時確認するとともに、可能である場合には「地域移行支援」の積極的な活用を推進します。また、受け皿となるグループホーム事業所について誘致に努めます。

2) 地域生活移行者数の見込み

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、目標を「平成28年度末から令和2年度末までの間に、3人が地域生活に移行する」としました。1)にて前述のとおり、3人が地域生活に移行したため、目標を達成しています。

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度末時点で、令和元年度末時点の入所者数(31人)から6%(2人)以上が地域生活へ移行」を目標の基本としています。

本町では、施設入所者数の削減見込みとの整合を図り、令和3年度と令和4年度にそれぞれ1人ずつ、計2人の地域移行を目標として設定します。

【目標達成のための方策】

1)と同様に「地域移行支援」の利用促進を通して、通過型施設入所者全員及び新規入所者が地域での生活に移行できるよう、地域で利用可能なサービスや地域生活について積極的に提案していくとともに、受け皿となるグループホーム事業所の誘致に努めます。

項目	数値	考え方
令和2年度末時点の入所者数 (A)	34人	令和3年3月31日時点の入所者数の見込み
令和5年度末時点の入所者数 (B)	32人	令和6年3月31日時点の入所者数の見込み
【成果目標①】 入所者数削減見込(A-B)	2人 (削減率:5.8%)	差引減少見込数
【成果目標②】 地域生活移行者数	2人 (移行率:5.8%)	令和5年度末までに入所施設から地域移行する者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が障がいのある人の地域への移行を目指す中で、精神障がいによる長期入院患者の地域生活への移行が同様に進められています。しかし、精神科病院や地域のサービス事業所による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みを推進することが求められており、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会を構築することが必要です。

1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

【前期計画の目標達成度・本計画の目標】

前期計画では、目標を「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の活用」としました。本町では、平成29年4月に設置した「長泉町障がい者自立支援協議会」を本町の協議の場として位置づけ、必要に応じて専門部会やプロジェクトチームを設置して対応を図ってきました。したがって、目標は達成していますが、引き続き、協議の場を有効に機能させるため、協議方法の検討や精神障がいの分野における保健・医療・福祉関係者が連携して対応する課題についての共有・検討を行います。

2) 市町村の協議の場における活動

市町村には、こうした多分野による重層的な支援体制を構築するために必要となる協議の場を設けるとともに、目標設定及び評価を実施することが求められています。

【本計画の目標】

本町では、1)と同様に、「長泉町障がい者自立支援協議会」を協議の場として設置し、この全体会において、協議、目標設定、評価を実施していきます。また、重層的な連携において必要となる保健・医療・福祉・介護等の関係者の協議への参加見込みについては、17ページの①全体会「委員構成」にあるとおりとします。

活動指標	実施体制
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	各年度1回実施
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各年度1回実施

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできるよう、「地域生活支援拠点等」によるサービス提供体制づくりが地域に求められています。「地域生活支援拠点等」の構築とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後（親が亡くなった場合や、親が急病による入院等で一時的に不在的となること）」に焦点を当て、下記の表に記載される機能を持ったサービス提供体制を構築することです。※名称には「拠点」とありますが、特定の建物や場所を設置することではなく、機能を備えた状態、体制をいいます。

機 能	機能を担う地域資源	課 題 等
相談	相談支援事業所	24 時間対応
緊急時の受け入れ・対応	短期入所施設	空床確保
体験の機会・場の確保	グループホーム	空床確保
専門的人材の確保・養成	長泉町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関	町外の有識者等も含めた人材確保
地域の体制づくり	長泉町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所	拠点コーディネーターの確保、地域課題解決の仕組み

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、国の指針に沿って、目標を「『地域生活支援拠点等』について、令和2年度末までに市町村単体又は圏域で少なくとも1つを整備」としました。しかしながら、令和2年度時点で『地域生活支援拠点等』の機能を有する体制は整備に至っておりません。「親亡き後」に関する24時間対応の相談の担い手の確保と、町内に受け皿として中心の役割を担うグループホーム、短期入所施設等の資源確保が課題です。

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度末までに、各市町又は各圏域に1つの拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討」することを目標の基本としています。

本町においては、令和4年度までに上記5つの機能を備えた地域生活支援拠点を町単独で設定することを目標として設定しますが、町内の資源のみではすべての機能を確保することが困難と見込まれるため、町内外の複数の事業所が役割を担い合う、「面的体制」も視野に入れた体制整備を目指していきます。

また、長泉町障がい者自立支援協議会の「全体会」及び「地域生活支援拠点等設置プロジェクトチーム」を拠点等の整備及び機能充実に向けた運用状況の検証及び検討を行う場とし、全体会は年1回以上、プロジェクトチームによる協議は原則毎月行うこととします。

【目標達成のための方策】

既存の資源を活用しつつ、町内の事業所に対する交渉を続けるとともに、町外の事業所にも協力を依頼して、機能の確保を目指します。「地域生活支援拠点等設置プロジェクトチーム」における協議を通して、受け皿となる事業所の検討に加えて、『地域生活支援拠点等』の支援対象者や平時・緊急時の対応方法について明確なルールづくりを行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A・B型、自立訓練、生活介護等）を通じて、令和5年度末までに一般就労へ移行する障がいのある人の成果目標を設定します。

1) 福祉施設利用から一般就労への移行者数

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、目標を「令和2年度において、福祉施設の利用から一般就労する人数を7人とする」としました。

実績は平成30年度に7人、令和元年度に7人、令和2年度に1人（見込み）でした。平成30年度、令和元年度ともに移行者が多かった要因としては、主に就労移行支援事業所からの移行者が多く、相談支援事業所と就労支援事業所が密に連携し、移行者と移行者の特性に合った企業とのマッチングが行われたことが挙げられます。

【本計画の目標】

国の指針では、以下のとおりに各施設・事業利用からの一般就労への移行者数を設定することを目標の基本としています。

- ①令和5年度までに令和元年度実績の1.30倍以上（8人）が就労移行支援から一般就労へ移行
- ②令和5年度までに令和元年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型から一般就労へ移行
- ③令和5年度までに令和元年度実績の1.23倍以上（2人）が就労継続支援B型から一般就労へ移行
- ④令和5年度までに令和元年度実績の1.27倍以上（①～③の合計10人）が福祉施設から一般就労へ移行

本町においては、本計画において福祉施設から一般就労への移行について力を入れていくため、国の指針を超えて目標を設定します。令和3年度の就労移行支援利用者13人（見込）に加え、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の利用者からそれぞれ2人ずつが一般就労へと移行することを目指して、合計17人の移行を目標として設定します。

【目標達成のための方策】

利用者の状況に応じて、計画相談支援におけるモニタリングの機会を増やすことで、相談員が本人に対して細やかな評価を行うことのできる機会の確保に努めます。

また、長泉町障がい者自立支援協議会の「事業所部会」において、事業所に就労に関する情報を提供し、サービス利用者の一般就労への移行を推進するためのネットワークの強化に努めます。

2) 就労定着支援事業の利用者数

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用する」ことを目標の基本としています。

本町においては、就労移行支援事業の利用者数及び一般就労者数の増加に力を入れるため、令和5年度末時点において一般就労移行者数の見込みとしている17人のうち、8割以上(=14人)の就労定着支援事業の利用を目標として設定します。

【目標達成のための方策】

利用者を安定して確保するために、就労して退所する人の情報を就労支援事業所または相談支援事業所を通して早期に取得するとともに、長泉町障がい者自立支援協議会の部会や他の相談支援事業所から積極的に利用希望者の情報を集めることで、一定以上の利用人数を確保するよう努めます。また、本事業は、一般就労したことにより収入が増えることによって利用者負担額（サービス利用料）が発生することが見込まれることから、利用者に本事業の費用と効果について説明し、利用を促進していきます。

3) 就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」ことを目標としています。

町内の就労定着支援事業を実施している事業所は1か所となっています。したがって、本町においては、この1か所の事業所について、8割以上の定着率を目指します。

【目標達成のための方策】

目標達成に向けて、本町と就労定着支援事業所との連携強化に努めます。また、サービス利用者の就労定着が図られるよう、駿東田方圏域自立支援協議会や長泉町障がい者自立支援協議会において、就労支援機関とのネットワーク形成に努めます。

1) 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和2年度)	1人	令和2年度において福祉施設・就労移行支援等を利用して一般就労する者の数
項目		人数
福祉施設から一般就労への移行者数の実績 (令和元年度)	就労移行支援事業所	6人
	就労継続支援A型事業所	0人
	就労継続支援B型事業所	1人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設(合計)	7人
【成果目標】 福祉施設から一般就労への移行者数 (令和5年度)	就労移行支援事業所	13人
	就労継続支援A型事業所	2人
	就労継続支援B型事業所	2人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設(合計)	17人

2) 就労定着支援事業の利用者数

項目		人数・割合
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業の 利用者割合 (令和元年度)	一般就労移行者数(A)	7人
	(A)のうち就労定着支援事業利用者数(B)	4人
	就労定着支援事業の利用者割合((B)/(A))	57.1%
【成果目標】 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業の 利用者割合 (令和5年度)	一般就労移行者数(A)	17人
	(A)のうち就労定着支援事業利用者数(B)	14人
	就労定着支援事業の利用者割合((B)/(A))	82.3%

3) 就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率

項目		件数・割合
【成果目標】 就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が8割以上の 事業所の割合 (令和5年度)	就労定着支援事業所数(A)	1か所
	(A)のうち就労定着率が8割以上の事業所数(B)	1か所
	就労定着率が8割以上の事業所の割合((B)/(A))	100.0%

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がい児通所支援等のサービスの充実や重層的な地域支援体制の構築、重症心身障がい児^{*}を支援するための体制確保等について、成果目標を設定します。

1) 児童発達支援センター^{*}の設置

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、目標を「受け皿である児童発達支援センターについて「富岳裾野学園」利用希望者全員が利用可能な体制の維持」と設定し、近隣他市町と連携しながら、その提供体制の確保・維持に努めてきました。

【本計画の目標】

国の指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、「令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること」を目標の基本とし、市町村単独での設置が難しい場合には、圏域での設置であっても差し支えないとしています。本町の現状としては、他市町と共同で設置している裾野市内の社会福祉法人富岳会が運営する児童発達支援センター「富岳裾野学園」の利用体制を確保していますが、本町内における療育体制のさらなる充実を目指し、本町単独での児童発達支援センター設置に向けた方策の協議・検討を行います。

2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、裾野市の「富岳裾野学園」等にて、サービスの利用を希望する保護者への提供体制を確保し、適切なサービス提供に努めてきました。また、令和2年4月には町内に保育所等訪問支援事業所が開所しました。

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」を目標の基本としています。

本町においては、令和2年度から町内に保育所等訪問支援事業所が開所し、希望する保護者が利用できる提供体制を確保しています。引き続き、町内外の事業所と連携しながら提供体制の維持に努めます。

3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、目標を「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、圏域において円滑なサービス提供体制をとれるよう県及び近隣市町との連携を図ること」とし、近隣他市町と連携しながら、体制の確保・維持に努めてきました。

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること」を目標の基本とし、市町村単独での確保が難しい場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

本町においては、令和2年度時点で該当の事業所が町内になく、新規事業所の開設や既存事業所の該当サービス開始の予定もありませんが、近隣市町の利用可能な児童発達支援事業所が計4か所、放課後等デイサービス事業所が3か所あることから、現在のサービス提供体制を維持するとともに、利用者のニーズに応じて事業所の誘致等に努めます。

4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

【前期計画の目標達成度】

前期計画では、平成29年4月に設置した「長泉町障がい者自立支援協議会」内の専門部会である「子育て支援部会」を立ち上げ、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場としました。

【本計画の目標】

国の指針では、「令和5年度末までに、各市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」を目標の基本とし、市町村単独での設置が難しい場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

本町においては、引き続き協議の場として「長泉町障がい者自立支援協議会」内の専門部会である「子育て支援部会」を運営します。医療的ケア児等に関するコーディネーターについては令和2年度時点で町内に有資格者はいませんが、令和3年度に1名が資格を取得可能な見込みとなっているため、コーディネーターの専門的観点を交えた協議の体制構築を目指し、今後も引き続き、コーディネーターの役割を担うことのできる人材の育成・把握や、資格の取得に必要な研修の受講を推奨します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、障がいのある人への相談支援体制の充実・強化に向けて、総合的かつ専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化に向けた体制を確保することが求められています。

1) 相談支援体制の充実・強化等に向けた実施体制の確保

【本計画の目標】

本町においては、相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センター※は令和2年度時点で設置されていません。今期においては、その機能を基幹相談支援センターの設置または関連する相談支援事業所の連携によって担っていく体制の構築について検討します。

2) 相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組み

【目標達成のための方策】

①障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

基幹相談支援センター（未定）を含む関連する相談支援事業所が、多岐に渡る相談に対応できるよう、相互に連携を図る支援体制を構築します。

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

基幹相談支援センター（未定）が各相談支援事業所に対して毎月指導・助言を実施することが望ましいですが、基幹相談支援センターの設置が困難な場合は、関連する相談支援事業所が相互に意見交換できる場の設定や、行政による助言の機会を設けることを検討します。

③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数

基幹相談支援センター（未定）または関連する相談支援事業所が、相談員のスキルアップのための研修や勉強会を実施できるよう、検討を進めていきます。

④地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数

前期から毎月実施している、長泉町障がい者自立支援協議会の相談支援連絡会において、事例検討や情報共有を通じて連携を強化します。また、毎年、主に新任職員・新任相談員を対象とした支援体制の共通理解のための機会を検討していきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の指針では、障がい福祉サービス等の多様化や多くの事業者の参入がある現状において、利用者が真に必要としている障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、そのために、各市町の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況等を把握し、真に必要とされている障がい福祉サービス等が提供されているかを検証していくことが望ましいとされています。この指針のもと、障がい福祉サービス等の質を高めるための取り組みに係る体制の構築についての目標を設定します。

1) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組み

①県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修の職員参加人数

令和3年度より、県が実施する「相談支援従事者初任者研修」及び「障害支援区分認定調査員研修」に障がい福祉の担当職員1人が参加し、障がい者支援についての知識の習得を図ります。

②システム等での審査結果分析・共有等

事業所からの請求情報を管理する障害者自立支援審査支払等システム等により事業所の状況を分析し、毎月、近隣6市町（裾野市、三島市、伊豆の国市、清水町、函南町、長泉町）で実施している連絡会議の場において、情報共有や事業所の質の向上のための取り組みを行います。

2) 障がい福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【本計画の目標】

1)で掲げる取り組みについて、本町は担当課職員への周知及び意識付けを行うとともに、関係自治体との連携については、駿東田方圏域自立支援協議会や近隣市町との連絡会議の場を知識や情報共有の場として活用した体制の構築を図ります。

第5章 サービス量の見込み

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における障がい福祉サービス等の見込量について、前期計画期間（平成30年度～令和2年度）の利用実績と本町の障がいのある人が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえて設定します。

（1）障がい福祉サービス

1）訪問系サービス

①居宅介護

◆サービス内容と利用者像

内 容：自宅において入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物・調理等の家事援助、通院介助などを提供します。（ホームヘルプサービス）

利用者像：障がいの種類は問わず、障害支援区分が区分1（要支援程度）以上の人

見 込 み：年によっては65歳に到達して介護保険サービスに移行する方がいますが、一方で新規利用者も一定数いるため、増加を見込みます。利用希望者にサービスが行き届くよう、町外の事業所についても積極的に利用を促進します。

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）
居宅介護	サービス利用時間（時間）	475	465	433
	延べ利用者数（人）	44	51	49

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	サービス利用時間（時間）	469	499	529
	延べ利用者数（人）	53	55	57

②重度訪問介護

◆サービス内容と利用者像

内 容：自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時における移動支援などを総合的に提供します。

利用者像：重度の肢体不自由者、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、常時介護を要する人

見 込 み：今期においても一定の利用を見込みますが、重度化している利用者に対しては、相談支援事業所と連携し、「親亡き後」（親が亡くなった場合や、親が急病による入院等で一時的に不在となること）を想定したサービス利用を提案していきます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
重度訪問介護	サービス利用時間（時間）	246	222	186
	延べ利用者数（人）	2	2	2

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度訪問介護	サービス利用時間（時間）	220	220	220
	延べ利用者数（人）	2	2	2

③行動援護

◆サービス内容と利用者像

内 容：外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

利用者像：知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人

見 込 み：現状で新規のサービス利用見込みはありません。今期においては、サービスについての周知と、相談支援事業所の既存のサービス利用者に対する再評価により、潜在的なサービス利用者の発掘に努めます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
行動援護	サービス利用時間(時間)	113	108	96
	延べ利用者数(人)	3	3	4

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	サービス利用時間(時間)	120	120	120
	延べ利用者数(人)	4	4	4

④同行援護

◆サービス内容と利用者像

内 容：外出時において、視覚障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

利用者像：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人

見 込 み：現状では利用量に大きな変動はないと見込みますが、相談窓口での周知や、関係団体に対する周知によりサービス利用者の発掘に努めます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
同行援護	サービス利用時間 (時間)	106	121	179
	延べ利用者数 (人)	7	8	10

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
同行援護	サービス利用時間 (時間)	253	276	299
	延べ利用者数 (人)	11	12	13

⑤重度障がい者等包括支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

利用者像：常に介護を必要とする人たちの中でも、介護の必要性がとて高い人（障害支援区分が区分6（児童について区分6に相当する児）の極めて重度の障がいのある人で、筋ジストロフィー※・筋萎縮性側索硬化症（ALS）※・重症心身障がい（児）者・強度行動障がい者※等）

見 込 み：今期においては利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者がいた際にサービス提供につながるよう、継続的に近隣市町や事業所との情報共有や連携を図ります。

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
重度障がい者等 包括支援	サービス利用時間（時間）	0	0	0
	延べ利用者数（人）	0	0	0

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度障がい者等 包括支援	サービス利用時間（時間）	0	0	0
	延べ利用者数（人）	0	0	0

◎訪問系サービス合計

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
訪問系サービス 合計	サービス利用時間（時間）	940	916	961
	延べ利用者数（人）	55	64	67

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問系サービス 合計	サービス利用時間（時間）	1,006	1,051	1,096
	延べ利用者数（人）	70	73	76

◆訪問系サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- (1) 障がいのある人本人とその家族、当事者団体などに対して、相談支援事業所と連携し、ニーズに沿った情報提供とサービス提供を行います。
- (2) サービスを提供する事業所及び人材の確保のため、新規事業所のサービス誘致や、既存の介護保険サービス事業所への働きかけを積極的に行います。
- (3) 町内の事業所が質の高いサービスが提供できるよう、サービス提供事業所に対する研修会や勉強会の機会を設けます。
- (4) 困難事例への対応等を支援するため、長泉町障がい者自立支援協議会において事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりに努めます。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

◆サービス内容と利用者像

内 容：主に昼間に事業所において、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供します。

利用者像：地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次の①②のいずれかに該当する人

①年齢が50歳未満の場合は、障がい支援区分*が区分3（要介護2程度）（施設へ入所する場合は区分4（要介護3程度））以上である人

②年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が区分2（要介護1程度）（施設へ入所する場合は区分3（要介護2程度））以上である人

見 込 み：現状では利用希望者にサービスが提供できています。しかし、近隣においてサービス提供事業所は多くないため、今後、障がいの重度化等に伴う利用者の増加を想定した場合、新たな事業所の誘致等を検討する必要があります。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
生活介護	サービス利用日数(日)	1,033	1,148	1,217
	延べ利用者数(人)	55	60	63

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス利用日数(日)	1,286	1,355	1,424
	延べ利用者数(人)	66	69	72

②自立訓練（機能訓練）

◆サービス内容と利用者像

内 容：自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を、理学療法士や作業療法士等によって提供します。

利用者像：地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人

①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーション*の継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

②盲・ろう・特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

見 込 み：今期においては利用を見込んでいませんが、病院退院者への利用の提案等を積極的に行うことで利用ニーズの発掘に努めます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	サービス利用日数 (日)	0	0	0
	延べ利用者数 (人)	0	0	0

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス利用日数 (日)	0	0	0
	延べ利用者数 (人)	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

◆サービス内容と利用者像

内 容：自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供します。

利用者像：地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人

①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

②盲・ろう・特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等

見 込 み：令和2年度は1名増によりサービス利用量の増加を見込んでいますが、今期においては一定の利用を見込みます。現在の利用者のサービス利用状況を把握しつつ、近隣市町の事業所の動向の把握に努めます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練)	サービス利用日数 (日)	23	23	46
	延べ利用者数 (人)	1	1	2

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (生活訓練)	サービス利用日数 (日)	46	46	46
	延べ利用者数 (人)	2	2	2

④就労移行支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しの支援など、就労のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

利用者像：一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる 65 歳未満の人

①企業等への就労を希望する人

②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人

見 込 み：平成 30 年度及び令和元年度においては、就労移行等によってサービス利用を終えた者が多かったため利用日数の変動がありました。再び利用者が増加しつつあることから、今期においては利用者数、利用日数の増加を見込みます。サービスの利用にあたっては、就労移行者を多く輩出できるよう、事業所への情報提供を充実するとともに、相談員に対して、きめ細かなモニタリング評価を実施するよう呼びかけていきます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
就労移行支援	サービス利用日数 (日)	256	187	233
	延べ利用者数 (人)	16	10	12

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	サービス利用日数 (日)	256	279	325
	延べ利用者数 (人)	13	15	17

⑤就労継続支援（A型）

◆サービス内容と利用者像

内 容：通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

利用者像：就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で、サービス利用開始時に65歳未満の人

①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人

②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人

③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用されることが困難な人

見 込 み：就労移行支援事業を2年間利用したのち、一般就労に結びつかなかった人を今後の利用者として見込みます。利用者が継続してサービスを利用できるよう、相談支援事業所に対して適切な支援を求めています。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
就労継続支援 (A型)	サービス利用日数(日)	385	349	395
	延べ利用者数(人)	20	17	19

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	サービス利用日数(日)	441	464	487
	延べ利用者数(人)	21	22	23

⑥就労継続支援（B型）

◆サービス内容と利用者像

内 容：通所により雇用契約を結ばない形で就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

利用者像：就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上・維持が期待される人

- ①企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人
- ③上記の①、②に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人

見 込 み：今期においても、利用者数、利用日数ともに増加を見込みます。今後の新たな利用希望に対しても、町内に事業所が複数存在することからサービス提供体制は十分確保されています。事業所に対する研修や長泉町障がい者自立支援協議会内の連携を図ることで支援員のスキルアップを図り、事業所への通所率や工賃の上昇を目指します。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
就労継続支援 (B型)	サービス利用日数(日)	1,316	1,476	1,660
	延べ利用者数(人)	89	96	104

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 (B型)	サービス利用日数(日)	1,844	2,005	2,166
	延べ利用者数(人)	112	119	126

⑦就労定着支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の定着（継続）を図るために、事業所の企業や自宅への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。利用期間は3年間です。

利用者像：就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

見 込 み：令和2年度現在、町内1か所の就労定着支援事業所がサービスを提供しています。見込量は、令和2年度までに就労移行支援等を利用して一般就労した方で、就労定着のための支援を必要とする人の数から設定しています。本町においては、就労移行及び就労定着を推進していくため、利用者を増やしていくよう努めます。そのため、利用者数についても増加を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
就労定着支援	延べ利用者数(人)	3	4	5

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	延べ利用者数(人)	11	13	15

⑧療養介護

◆サービス内容と利用者像

内 容：主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

利用者像：医療及び常時の介護を必要とする障がいのある人のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする人で、次のいずれかに該当する人

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障がい支援区分が区分6（要介護5程度）の人
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障がい支援区分が区分5（要介護4程度）以上の人

見 込 み：今期においても継続した利用を見込みます。新たにサービスを必要とする方がいた際に速やかにサービスにつなげられるよう、事業所との連携を図ります。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
療養介護	延べ利用者数 (人)	2	2	2

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	延べ利用者数 (人)	2	2	2

◎短期入所（福祉型・医療型）

◆サービス内容と利用者像

内 容：自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

利用者像：介護者の病気等により、短期間の入所が必要な人

見 込 み：今期においては、地域生活支援拠点等の機能である体験的・緊急的な利用があることを考慮して、利用者数の増加を見込みます。町内の事業所のみでは利用定員が限られていることから、町外の事業所とも連携しながらサービス利用体制の確保に努めていきます。また、積極的に事業所の誘致を図ります。

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
短期入所 （福祉型・医療型）	サービス利用日数（日）	57	72	50
	延べ利用者数（人）	5	5	9

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 （福祉型・医療型）	サービス利用日数（日）	61	110	166
	延べ利用者数（人）	14	21	29

◆日中活動系サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- （1）障がいのある人本人とその家族、当事者団体などに対して、相談支援事業所と連携し、ニーズに沿った情報提供とサービス提供を行います。
- （2）施設入所者で地域生活への移行を希望する方に対し、本人に合った日中活動系サービスの利用を積極的に促してサービス提供につなげます。
- （3）精神科病院等と連携し、退院を目指す精神障がい者について、積極的に地域移行支援サービス及び退院後の日中活動系サービスの利用を勧めます。
- （4）就労移行支援利用者の働く場の創出及び就労定着支援利用者の就労を支援するため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知を行います。
- （5）短期入所サービスについては、保護者に万が一の事があった際の利用を想定しての体験利用や緊急的な利用を視野に入れたサービス提供体制の確保に努めます。（地域生活支援拠点等の機能の実施）

3) 居住系サービス*

① 自立生活援助

◆ サービス内容と利用者像

内 容：支援者が定期的な巡回や随時通報を受けて訪問を行い、情報提供や関係機関との連絡調整の他、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

利用者像：入所支援施設やグループホーム、病院から退院して単身生活をする者や、障がいや疾病等を有する家族との同居をする障がい者で、日常生活上の問題に対する支援が見込めない状況にあり、定期的な巡回訪問又は随時的に情報提供及び助言等の援助が必要な人

見 込 み：今期においては利用を見込んでいませんが、サービスの効果やサービス提供事業所の情報収集に努め、必要性に応じて事業所の誘致等を図っていきます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自立生活援助	延べ利用者数 (人)	0	0	0

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	延べ利用者数 (人)	0	0	0

②共同生活援助（グループホーム）

◆サービス内容と利用者像

内 容：家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

利用者像：就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な人

見 込 み：今期においては、地域生活支援拠点等の機能である体験的・緊急的な利用があることを考慮して、利用者数の増加を見込みます。町外の事業所とも連携しながらサービス利用体制の確保に努めます。また、積極的に、質の高い支援の提供が可能な事業所の誘致を図ります。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
共同生活援助	延べ利用者数 (人)	21	23	28

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	延べ利用者数 (人)	31	34	37

③施設入所支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：夜間や休日に、障がい者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な支援を提供します。

利用者像：生活介護の利用者のうち障がい支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）または自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用している人

見 込 み：既存の入所者に関しては相談支援事業所を通じて状況の把握に努め、グループホーム等への移行の希望があった際は、移行への支援を図ります。入所待機者についても、グループホーム等への移行の有無について、状況把握に努めます。

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）
施設入所支援	延べ利用者数（人）	31	31	34

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	延べ利用者数（人）	34	33	32

◆ 居住系サービスにおける必要な見込量確保のための方策

- （1）町内に新たな共同生活援助事業所が設置されるよう、サービスを行う新規事業所の誘致や、既存のサービス事業所への働きかけを積極的に行います。
- （2）精神障がいのある人を主な対象とした共同生活援助事業所の設置について、社会復帰施設等を運営する医療機関や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織への協力を継続的に働きかけていきます。
- （3）施設入所の順番を待っている方に対し、共同生活援助の利用や介護保険サービスの利用についての案内をするとともに、他サービスの利用案内についても積極的に行っていきます。
- （4）共同生活援助については、保護者に万が一の事があった際の利用を想定した体験利用を積極的に促進していきます。（地域生活支援拠点等の機能の実施）

4) 相談支援

◆サービス内容と利用者像

①計画相談支援

内 容：障がい福祉サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画※を作成します。

利用者像：障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人

②地域相談支援（地域移行支援）

内 容：施設入所や入院から地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について必要な支援を行います。

利用者像：障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人

③地域相談支援（地域定着支援）

内 容：居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の夜間等を含む緊急時における連絡、相談等との必要なサポート体制の確保について支援を行います。

利用者像：居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人

見 込 み：計画相談支援については、令和2年度中に未導入の方に対して利用を推奨しています。今期においてはサービス全体の利用量の増加に併せて計画相談においても利用量の増加を見込みます。地域相談支援については、病院や施設からの地域移行希望者の積極的な利用を促進します。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	利用人数 (人)	214	217	250
地域相談支援 (地域移行支援)	利用人数 (人)	2	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	利用人数 (人)	0	1	1

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	利用人数 (人)	255	260	265
地域相談支援 (地域移行支援)	利用人数 (人)	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	利用人数 (人)	1	1	1

◆相談支援における必要な見込量確保のための方策

- (1) より質の高い相談サービスが提供できるよう、長泉町障がい者自立支援協議会内で行う研修や「相談支援連絡会」等を通じた相談支援専門員のスキルアップに努めます。
- (2) 相談支援サービスの提供を通して、町の障がい福祉に関する課題の吸い上げを行い、社会資源*の発掘や開発等に努めることで課題解決を図ります。

(2) 地域生活支援事業

1) 地域生活支援事業の概要

◆目的

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて、柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

◆事業内容

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施の有無について検討が可能な任意事業の2つに大きく分けられます。

◆費用負担

地域生活支援事業に係る費用は、地方交付税交付金によって実施される交付金事業と、国が全体の約1/2、県が約1/4、残りを市町が負担する補助金事業によって異なります。また、実施主体である市町の判断で、利用料(利用者の負担分)を決定することができます。

2) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：障がいのある人等の日常生活や社会生活において生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

利用者像：地域住民

見 込 み：理解促進研修・啓発事業の一環として、障害者週間※（12月3日から12月9日まで）が定められている12月に、長泉町障がい者自立支援協議会事業所部会、関係機関、本町との共同による街頭啓発、町内商業施設・公共施設でのポスター掲示等による周知を毎年実施しています。今期においても、継続して実施していきます。

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- （1）障がいに対する理解が促進されるよう、町の広報紙やホームページを活用した啓発活動を行います。
- （2）障害者週間に合わせて、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を継続して行います。

②相談支援事業

◆サービス内容と利用者像

【障がい者相談支援事業】

内 容：障がいのある人、又は障がいのある人の保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。

利用者像：障がいのある人及びその保護者・介護者

見 込 み：従来の、障がいのある人の困りごとに対する相談（一般相談）に加え、地域生活支援拠点等に関する相談や、医療的ケア・強度行動障がい等に関する相談、介護関係機関との連携で生じる相談も見込んで、利用量の増加を見込みます。相談員のスキルアップ等に加えて、日頃の相談を通じて、障がい者支援の傾向や課題分析等、地域づくりのための取り組みも行っていくよう努めます。

【地域自立支援協議会】

内 容：障がい者相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワーク構築の協議を行います。

利用者像：障がいのある人及びその保護者・介護者

見 込 み：今後も長泉町障がい者自立支援協議会にて専門的な研修を開催し、長泉町障がい者自立支援協議会関係者（主に町内支援者）のスキルアップを図ります。また、今後、当協議会の役割が増え、機能が複雑化していくことが見込まれることから、協議会の体制についての勉強会等の機会を設けることにより、協議会関係者が協議会の理解と、本町の障がい福祉に対する共通の視点を持つことを目指していきます。

【実績】

(一月あたり)

相談支援事業	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
障がい者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	5	5	5
	件数（件）	4,836	6,015	6,500
地域自立支援協議会	設置の有無	有	有	有

【見込量】

(一月あたり)

相談支援事業	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	5	5	5
	件数（件）	7,000	7,500	8,000
地域自立支援協議会	設置の有無	有	有	有

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 関係機関・団体、事業所等で構成する長泉町障がい者自立支援協議会を活用して、地域の関係機関との連携を強化し、困難な事例の解決のための取り組みや、障がい福祉に関する課題の検討・共有を行う等、障がいのある人を支えるネットワークを構築していきます。
- (2) 障がいの種類に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援員や障がいの種別によって異なる高い専門性の求められる相談に対応できる相談支援員を育成していくため、スキルアップのための勉強会や研修会を実施します。

③成年後見制度利用支援事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

利用者像：重度の知的障がいのある人または精神障がいのある人及び助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人

見 込 み：前期において、1名の利用がありました。今期も引き続き、必要とする人が利用できる体制の確保に努めます。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	1	1

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	1	1

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 金銭管理や契約行為等が困難な人に関しては、相談支援事業所や社会福祉協議会等の関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- (2) 成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りの人がいない場合、町が裁判所に成年後見等の申立てを行うよう努めます。

④意思疎通支援事業

◆サービス内容と利用者像

【手話通訳者*派遣事業・要約筆記通訳者派遣事業】

内 容：聴覚障がいや難病*などのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記通訳者を派遣し、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

利用者像：聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人

見 込 み：前期において、利用は横ばい傾向であることから、今期においても、同程度の利用を見込みます。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
意思疎通支援事業	実利用者数 (人)	21	19	20

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業	実利用者数 (人)	22	22	22

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) サービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。
- (2) 登録手話通訳者に研修会等への参加を要請し、さらなる技術・知識の向上に努めます。

⑤日常生活用具給付等事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：障がいの種類や程度に応じて、以下の日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

【主な日常生活用具】

種 類	概 要
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など）
自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具（入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など）
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具（透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器など）
情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具（携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭など）
排泄管理支援用具	排泄管理を支援する用具（ストーマ装置、紙おむつ、収尿器）
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

利用者像：身体障がいのある人、知的障がいのある人等で、当該用具を必要とする人

見 込 み：見込量は、過去3年間の利用実績の水準を考慮して設定します。

【実績】

(年間あたり)

日常生活用具給付等事業	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	延べ件数（件）	2	0	1
自立生活支援用具	延べ件数（件）	47	3	2
在宅療養等支援用具	延べ件数（件）	12	2	4
情報・意思疎通支援用具	延べ件数（件）	14	22	16
排泄管理支援用具	延べ件数（件）	631	628	608
居宅生活動作補助用具	延べ件数（件）	1	3	1

【見込量】

(年間あたり)

日常生活用具給付等事業	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	延べ件数（件）	4	4	4
自立生活支援用具	延べ件数（件）	10	10	10
在宅療養等支援用具	延べ件数（件）	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	延べ件数（件）	15	15	15
排泄管理支援用具	延べ件数（件）	620	620	620
居宅生活動作補助用具	延べ件数（件）	2	2	2

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 当該用具を必要としている障がいのある人に対し、適切な用具が給付できるよう、当事業についての情報提供の充実を図ります。
- (2) 事業者に対して、適切な用具を給付できるよう、制度についての情報提供を行います。

◎移動支援事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。個別支援が必要な人にマンツーマンによる支援を行います。

利用者像：障がいのある人で、外出時に移動の支援が必要な人

見 込 み：前期において、利用は横ばい傾向となっています。今期においては、現状の利用実績に合わせた利用を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
移動支援事業	事業者数 (箇所)	15	15	16
	実利用者数 (人)	31	36	36
	延べ利用時間数 (時間)	148	157	158

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	事業者数 (箇所)	16	16	16
	実利用者数 (人)	39	42	44
	延べ利用時間数 (時間)	165	170	175

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進するために、障がいのある人や事業者に対して、移動支援事業の周知に努めます。
- (2) 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) 障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう、サービス提供事業者に働きかけていきます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や町の広報活動などの支援を推進するため、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成（手話奉仕員養成講座：全40講座、6講義）を行います。

利用者像：高校生以上の希望者

見 込 み：令和2年度は実施がありませんでしたが、令和元年度以前については一定以上の受講がありました。今期においては、令和元年度以前の実績をもとに人数を見込みます。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	実受講者数(人)	18	9	0

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実受講者数(人)	15	15	15

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 手話奉仕員養成講座の内容の充実に努めます。
- (2) 手話奉仕員養成講座の実施についての周知を充実し、受講者数の増員を図ります。

⑧地域活動支援センター事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：通所による創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を通して、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

利用者像：地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人

見 込 み：十分なサービス利用体制が確保されていることから、今期においても、前期と同様の利用を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
地域活動支援センター事業	実施箇所数 (箇所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	18	18	18

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数 (箇所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	18	18	18

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) サービスを必要としている人に対し、適切にサービスが提供できるよう、事業の周知を図るとともに、利用者の状況等に適した創作的活動等の提供に向けて事業者働きかけていきます。

3) 任意事業

①日中一時支援事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：日中の預かりを通して、障がいのある人の日中における活動の場を提供するとともに、障がいのある人の家族の就労支援や一時的な休息を提供します。

利用者像：障がいのある人で、一次的に見守り等の支援が必要となる人

見 込 み：今期においては、前期のサービス提供体制が継続して確保できていることから、令和2年度の実績見込みと同様の利用量を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
日中一時支援事業	実施箇所数 (箇所)	21	21	18
	実利用者数 (人)	38	37	38

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	実施箇所数 (箇所)	18	18	18
	実利用者数 (人)	38	38	38

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 障がいのある人や事業者に対してサービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努めます。
- (2) 障がい福祉サービス事業者等に対する情報提供を十分に実施し、多様な事業者の参入促進を図ります。

②訪問入浴サービス事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：看護師や介護職員などが、身体障がいのある人等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

利用者像：家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者及び難病患者

見 込 み：今期においては利用を見込んでいませんが、利用希望があった際は、相談支援事業所と連携してサービス提供が可能な業者と調整し、スムーズな利用が可能となるよう努めます。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	1	0	0

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	0	0	0

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 障がいのある人や事業者に対してサービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努めます。
- (2) 障がい福祉サービス事業者等に対する情報提供を十分に実施し、多様な事業者の参入促進を図ります。

③自動車改造費助成事業

◆サービス内容と利用者像

内 容：身体障がいのある人自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

利用者像：身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の肢体不自由者であって、障がいの程度が1級または2級の者（所得制限あり）

見 込 み：前期においては利用がありませんでしたが、一般就労への移行の促進に伴い、通勤方法の選択肢として自動車の改造が必要となる可能性を見込み、今期においては、年1件の申請を見込みます。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
自動車改造費助成事業	実利用者数(人)	0	0	0

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	実利用者数(人)	1	1	1

◆必要なサービス見込量確保のための方策

- (1) 障がいのある人や事業者に対してサービスの周知に図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

(3) 障がい児通所支援等

1) 通所給付

①児童発達支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

利用者像：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、以下の未就学の児童

- ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

見 込 み：乳幼児健診を行う健康増進課との連携により、療育が必要な児童に対し早期療育の案内、また他市町からの子育て世帯の転入が多いことを考慮して、今期においては、利用者の増加を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
児童発達支援	サービス利用日数 (日)	558	476	683
	延べ利用者数 (人)	57	49	58

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	サービス利用日数 (日)	913	1,150	1,656
	延べ利用者数 (人)	68	77	99

②放課後等デイサービス

◆サービス内容と利用者像

内 容：授業の終了後又は学校の休業日に、サービス提供を行う事業所に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

利用者像：学校教育法第1条に規定のうち、幼稚園及び大学を除いた学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童

見 込 み：放課後等デイサービス事業所の増加によりサービスがより身近なものとなっていること、他市町から子育て世帯の転入が多いことを要因に、前期の3年間で利用者が増加しています。事業所が増加したことにより利用者の選択肢が広がり、1人当たりの利用回数も増加していることから、今期においても、利用日数・利用者数の増加を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
放課後等デイサービス	サービス利用日数(日)	1,055	1,156	1,225
	延べ利用者数(人)	81	104	107

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	サービス利用日数(日)	1,679	2,185	2,990
	延べ利用者数(人)	121	143	162

③保育所等訪問支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：訪問支援員（児童指導員や保育士、作業療法士、心理担当職員等）が保育所等を訪問し、当該施設の児童の支援者に対して、周囲の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

利用者像：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他集団生活を営む施設に通う児童であって、集団生活に専門的な支援が必要と認められた児童

見 込 み：現状では、主に保育所や幼稚園への移行を希望する未就学児が児童発達支援と並行して利用するケースが多くあります。移行後もアフターフォローとして継続利用する場合があることや、児童発達支援の利用者が増加している状況を鑑みて、当サービスについても利用量の増加を見込みます。

【実績】

（一月あたり）

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
保育所等訪問支援	サービス利用日数（日）	11	1	2
	延べ利用者数（人）	8	2	2

【見込量】

（一月あたり）

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等訪問支援	サービス利用日数（日）	2	2	2
	延べ利用者数（人）	5	9	21

◆通所給付における見込量確保のための方策

- （1）障がいのある児童及びその保護者に対して、障がい児通所支援サービスの内容や事業所に関する情報提供の充実を図ります。
- （2）サービスの利用が必要な児童に対し適切なサービスが提供できるよう、関係各課や関係機関との連携を強化します。
- （3）適正なサービス量の提供を図るため、長泉町障がい者自立支援協議会子育て支援部会を活用し、サービス提供事業者の資質向上に努めます。

2) 相談支援

①障がい児相談支援

◆サービス内容と利用者像

内 容：障がい児通所支援を適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。

利用者像：障がい児通所支援を利用するすべての児童の保護者

見 込 み：障がい児通所支援等のサービス利用者の増加に伴い、年々利用者が増加しています。今期においても、障がい児通所支援等のサービス利用増加が見込まれるため、相談支援についても利用量の増加を見込みます。

【実績】

(一月あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
障がい児相談支援	延べ利用者数 (人)	148	172	198

【見込量】

(一月あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい児相談支援	延べ利用者数 (人)	222	253	294

◆相談支援における見込量確保のための方策

- (1) より質の高い相談サービスが提供できるよう、長泉町障がい者自立支援協議会内で行う研修や「相談支援連絡会」等を通じた相談支援専門員のスキルアップに努めます。
- (2) 相談支援サービスの提供を通して、町の障がい児福祉に関する課題の吸い上げを行い、社会資源の発掘や開発等に努めることで課題解決を図ります。

3) 発達障がいのある人に対する支援

①ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等

◆サービス内容と利用者像

内 容：保護者等が、子どもの発達障がいの特性について理解するとともに、必要な知識や方法を習得して適切な対応をとることができるよう、子どもとの適切な関わり方についての指導・支援を行います。保護者等に指導・支援を行うペアレントメンター（障がいのある子ども等の子育て経験のある親で、その経験を生かし、子どもが障がいの診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う者）の確保が必要となります。

利用者像：発達障がいのある人・子ども、発達に気になる人・子どもを持つ保護者等

見 込 み：現状において事業として実施はしておりませんが、ニーズとサービスの内容や効果について検証し、国・県の動向を見極めながら事業実施の必要性について検討を行います。

※現時点での事業の実施の見込みとしては計上していません。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
支援プログラム等	延べ受講者数 (人)	0	0	0
ペアレントメンター	人数 (人)	0	0	0

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支援プログラム等	延べ受講者数 (人)	0	0	0
ペアレントメンター	人数 (人)	0	0	0

②ピアサポート*の活動

◆サービス内容と利用者像

内 容：障がいのある当事者が自らの経験を活かして、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を図る活動を行います。

利用者像：障がいのある人全般

見 込 み：現状において事業として実施はしておりませんが、潜在的な担い手の把握に努め、国・県の動向を見極めながら事業実施の必要性について検討を行います。

※現時点での事業の実施の見込みとしては計上していません。

【実績】

(年間あたり)

	単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
ピアサポートの活動	延べ参加人数 (人)	0	0	0

【見込量】

(年間あたり)

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ピアサポートの活動	延べ参加人数 (人)	0	0	0

◆発達障がいのある人に対する支援における見込量確保のための方策

- (1) それぞれのサービスの内容・効果について他課や長泉町障がい者自立支援協議会等の場において協議し、事業実施の方向性について検討していきます。

第6章 計画の推進体制

(1) 計画の周知・啓発

町民の障がい福祉に対する意識の高揚を図るため、本計画の趣旨や基本理念、掲げている目標、取り組みなどについて、広報紙や町のホームページなどの様々な媒体を通して周知するとともに、障害者週間等におけるイベントをはじめとする各種行事において広報・啓発活動を行います。

(2) 推進体制の構築・連携強化

障がい福祉に係る施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多様な分野に関わることから、障がいの特性やライフステージ[※]に応じたきめ細かなサービスの提供においては、関係部局・機関が相互に連携し、包括的な取り組みを推進していくことが必要となります。

本計画の推進においては、行政による対応だけでなく、障がい者団体や障がい福祉サービス事業者、相談支援事業所をはじめ、地域福祉活動において中核的役割を担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等の多くの地域の関係団体・機関等と相互に連携・協力を図っていきます。

(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理は「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し(Act)」によるPDCAサイクルに基づいて実施していきます。

本計画における取り組みについては、毎年度、施策の進捗状況や実施後の成果を「長泉町福祉施策推進・評価委員会」にて評価を行うとともに、その評価の結果に基づき、次年度の施策の改善・見直しを図っていきます。

資料編

1 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例

(平成 25 年長泉町条例第 17 号)

(設置)

第 1 条 長泉町の福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、長泉町福祉施策推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 福祉施策の推進のための計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉施策の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 医療機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

2 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿

【委員】

	氏名	選出母体	推薦団体
委員長	坂本 紹一	社会福祉団体	一般社団法人 社会福祉士会
副委員長	内野 菊江	社会福祉団体	長泉町ボランティア連絡会
委員	平瀬 清人	社会福祉団体	シニアクラブ長泉
委員	植松 幸則	社会福祉団体	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会
委員	杉山 貴美子	社会福祉団体	長泉町健康推進委員会
委員	杉山 高司	社会福祉団体	長泉町身体障害者福祉会
委員	川島 一郎	社会福祉団体	長泉町民生委員・児童委員協議会
委員	下山 京子	社会福祉施設	社会福祉法人 静香会
委員	杉山 弘年	社会福祉施設	社会福祉法人 蒼樹会
委員	上杉 良美	住民組織	区長連絡協議会
委員	岩本 麻也	医療機関	駿東歯科医師会 長泉町支部
委員	山本 一貴	医療機関	一般社団法人 沼津医師会
委員	東 亮宏	学識経験者	学校法人 三島学園 知徳高等学校
委員	渡邊 知己	一般公募	

【事務局】

氏名	所属
秋山 勉	住民福祉部門 部長
露木 伸彦	福祉保険課 課長
伏見麻寿代	福祉保険課 福祉チーム
市川 陽堂	福祉保険課 福祉チーム

3 長泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定経過

日 程	項 目	協議内容
令和2年8月6日	第1回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	計画策定の概要について
令和2年10月8日	第2回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	計画策定の概要・基本理念について
令和2年10月13日	第1回長泉町障がい者自立 支援協議会全体会	計画策定の概要・基本理念について
令和2年11月19日	第3回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	次計画の素案の検討について
令和2年12月17日	第4回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	次計画の素案の検討について
令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	パブリックコメント	
令和3年2月9日	第2回長泉町障がい者自立 支援協議会全体会	
令和3年2月12日	第5回長泉町福祉施策推進・ 評価委員会	

4 用語解説

用語	説明	ページ
か行		
基幹相談支援センター	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う機関。	28
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活における援助を行う施設。 ※介護保険制度の認知症の方を対象としたグループホーム認知証対応型共同生活介護と異なり、障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つ。	11
強度行動障がい者	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態にある人のこと。	34
居住系サービス	障がいのある人に対し、昼間だけではなく夜間にも対応するなど、障がいがあっても社会で自立していけるよう支援するサービスのことで、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助がある。	45
筋萎縮性側索硬化症（ALS）	手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かし、かつ運動をつかさどる神経（運動ニューロン）だけが障害をうけるため、その結果、脳から「手足を動かせ」という命令が伝わらなくなることにより、力が弱くなり、筋肉がやせていく。その一方で、体の感覚、視力や聴力、内臓機能などはすべて保たれることが普通であるとされている。	34
筋ジストロフィー	骨格筋の壊死・再生を主病変とする遺伝性筋疾患の総称。筋ジストロフィーの中には多数の疾患が含まれるが、いずれも筋肉の機能に不可欠なタンパク質の設計図となる遺伝子に変異が生じたためにおきる病気である。遺伝子に変異が生じることで、細胞の正常な機能を維持できなくなり、筋肉の変性壊死が生じる。その結果、筋萎縮や脂肪・線維化が生じ、筋力が低下し運動機能など各機能障がいをもたらす。	34
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。	14

用語	説明	ページ
合理的配慮	<p>障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明（要望等）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められる。合理的配慮を提供しないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。</p> <p>合理的配慮の提供については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号）」第7条で行政機関等に法的義務があること、第8条で事業者にも努力義務があることを規定している。</p>	15
さ 行		
サービス利用計画	<p>いろいろなサービスを必要とする人、長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある人、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している人等を対象に、計画的なプログラムに基づいて作成する、障がい福祉サービスの利用計画。</p>	48
視覚障がい	<p>視力、視野、色覚などの視機能が永続的に低下している状態の総称。</p>	7
肢体不自由	<p>身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。</p>	7
児童発達支援センター	<p>地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。</p>	26
社会資源	<p>福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。</p>	49
社会福祉協議会	<p>社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人たちや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っている。主な活動としては、地域福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人への福祉事業、福祉団体・ボランティア活動への支援、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。</p>	17

用語	説明	ページ
重症心身障がい児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）と呼ぶ。	26
手話通訳者	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳の方法により、他者との意思疎通を支援する人。	55
障がい支援区分	障がいの状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す 6 段階の区分で、障害者総合支援法によるサービスを受けるために必要となる。	36
障害者基本法	障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同 16 年に改正が行なわれ、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調等が明記された。	1
障害者週間	国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間である。12月3日から12月9日までの1週間と定められている。	51
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成 25 年 4 月 1 日に施行。	1
自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。	14
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい）で、障がいの程度により 1 級（重度）～6 級の等級が記載される。	5

用語	説明	ページ
精神障害者 保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けたものに対して各種の支援策が講じられる。障がいの程度により1級（重度）～3級の等級が記載される。	5
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権判を保護するための制度。	14
相談支援事業	日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業。	10
た 行		
地域活動支援 センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。	16
地域生活移行	施設に入所や病院に入院している障がいのある人が、施設・病院を出て、一般の住宅やグループホーム等地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。	10
特別支援学校	平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。例えば、視覚に障がいがある人を主として教育する特別支援学校というようになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすこととなった。	17
な 行		
難病	「難病」とは、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。	55
日常生活用具	重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用ポータブルレコーダー・電磁調理器・点字図書などがある。	16
日中活動系サービス	障がいのある人が、食事、着替え、排せつ、機能訓練など、地域社会の中で安心して生活し、また、自立していけるよう支援するサービス。生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）がある。	13

用語	説明	ページ
は 行		
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。	13
ピアサポート	同じような立場の人によるサポート。	69
訪問系サービス	障がいのある人を対象に、障がいの程度に関わらず、誰もが自宅で安心して生活ができるよう、専門のスタッフが支援するサービスのことで、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援がある。	13
ボランティア	社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。	17
ま 行		
民生委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童等の相談に応じ、適切な助言、指導を行い、児童委員を兼ねる。	17
ら 行		
ライフステージ	幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。	70
リハビリテーション	障がいのある人の身体的・精神的・社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、その人らしく生きる権利の回復を図り、障がいのある人の自立と社会参加を目指すとの考え方。	37
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、A（重度）とB（軽度）に区分される。都道府県によっては療育手帳の名称が異なる場合がある。	5

長泉町 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

令和2年12月発行

発行／長泉町 福祉保険課

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL 055-989-5512

FAX 055-989-5515

<http://japan.nagaizumi.org>

e-mail:fukushi@town.nagaizumi.lg.jp